

四日市市選管告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による令和元年5月26日執行の桜財産区管理委員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第196条の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月21日

四日市市選挙管理委員会委員長 渡邊 八尋

制限額 2,957,300円

（選挙管理委員会事務局）